

令和 6 年度(2024 年度)第 1 回熊本市環境審議会

次 第

日時：令和 6 年（2024 年）4 月 26 日（金）10 時 00 分
会場：熊本市役所 議会棟 2 階 予算決算委員会室

- 1 開会
- 2 報告案件
環境保護地区制度の見直しについて
- 3 その他
- 4 閉会

<配布資料>

- | | |
|---|---|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">資料 1</div> | 熊本市緑の基本計画における緑地保全施策と関係法令 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">資料 2</div> | 熊本市緑の基本計画における緑地保全施策と関係法令（区域図） |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">資料 3</div> | 環境保護地区制度の見直しについて |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">参考資料 1</div> | 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">参考資料 2</div> | 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">参考資料 3</div> | 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第 3 条第 1 項の規定に基づく環境保護地区の指定の審査基準を定める要綱 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">参考資料 4</div> | 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づく環境保護地区の指定解除等の審査基準を定める要綱 |

<熊本市緑の基本計画における緑地保全施策と関係法令 >

基本方針1 【緑を守る】(豊かな自然の保全・共生)

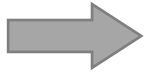
基本方針2 【緑を育む】(緑あふれる都市づくりに向けた緑の創出)

基本方針3 【緑を活かす】(様々な機能を持つ緑の活用)

基本方針4 【緑を繋げる】(緑を支える人づくり・組織づくり)

「緑を守る」検証指標と目標:全体の緑被率①

平成30年(2018年)32.8%



令和12年(2030年)32.8%の確保に努める

緑被率①【(自然林+人工林+竹林+果樹園+野草地)÷対象区域面積】

1 自然環境の基盤である森林や河川等の保全

具体的な事業	関係法令等
(1)水源かん養域の保全や交流・連携の推進	
①市内の水源かん養域の森林の保全	自然公園法(自然公園地域) 森林法(保安林、国有林)
②市外の水源かん養域の森林の保全	自然公園法(自然公園地域) 森林法(保安林、国有林)
③白川・緑川等の上流域との交流・連携の推進	自然公園法(自然公園地域) 森林法(保安林、国有林)
(2)環境に配慮した河川整備の推進・促進	
①環境に配慮した河川整備の推進・促進	河川法
(3)健全な森づくりの推進	
①森林の有する多面的機能の高度発揮	森林法 (白川・菊池川地域森林計画、熊本市森林整備計画)
②放置竹林対策の取組の拡大	森林法 (白川・菊池川地域森林計画、熊本市森林整備計画)

2 身近な自然環境の保全

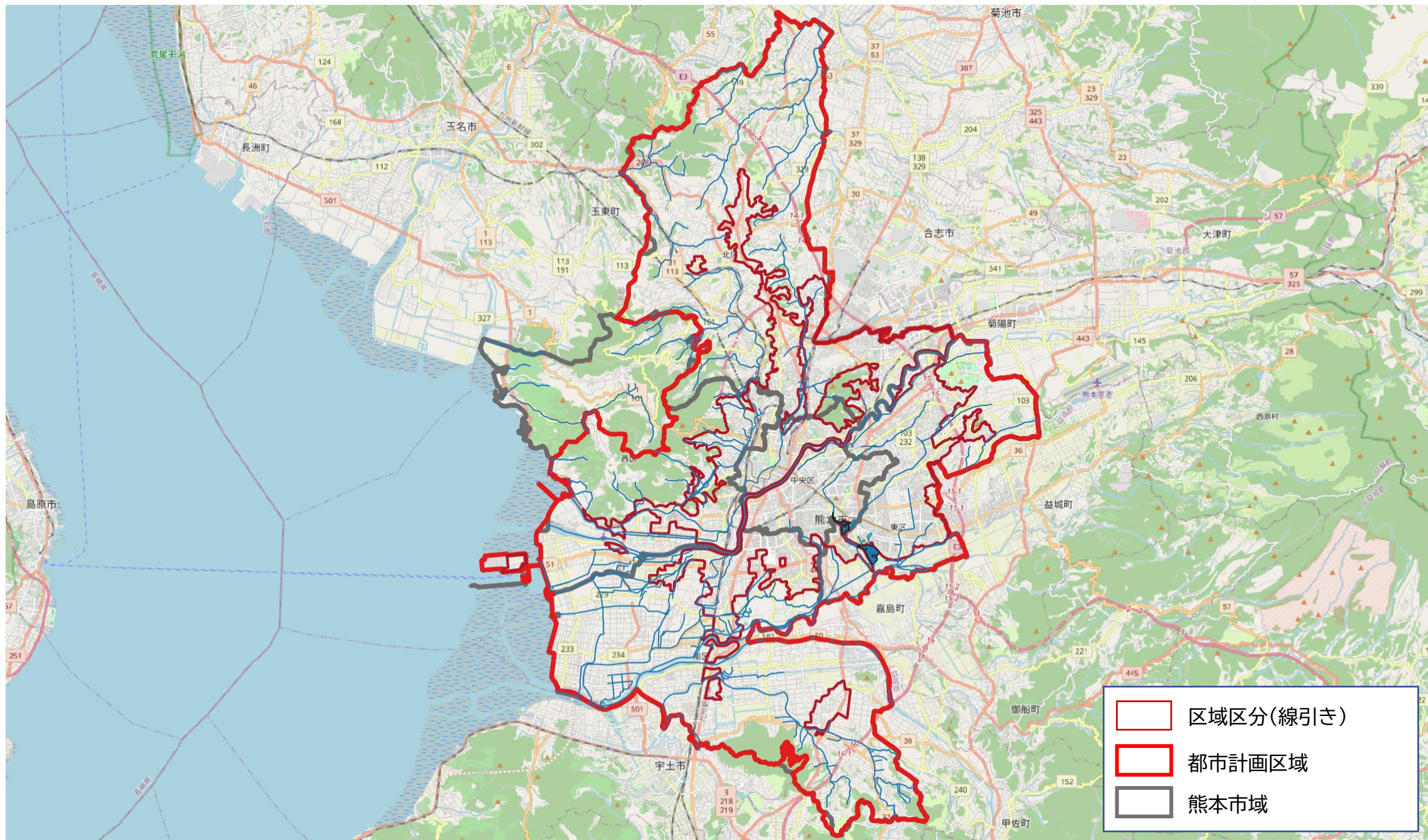
具体的な事業	関係法令等
(1)地域制緑地等による緑の保全	
①特別緑地保全地区・緑地保全地域の候補地の指定検討	都市緑地法(特別緑地保全地区、緑地保全地域)
②風致地区内の緑の保全・啓発	都市計画法(風致地区) 熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例
③環境保護地区の適正管理	熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例
(2)保存樹木の適正管理	
①管理の助成	熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例
②樹木診断の実施	熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例
(3)田園の保全	
①景観法に基づく届出制度の活用	景観法(熊本市景観計画、景観重要樹木指定) 熊本市景観条例
②熊本市農業振興地域整備計画に基づく優良農地の確保	農振法(農用地区域)

3 地球環境や生物多様性に配慮した自然環境の保全

具体的な事業	関係法令等
(1)熊本市生物多様性戦略の推進	
①絶滅危惧種の保全	生物多様性基本法 熊本市生物多様性戦略
②外来種対策の実施	生物多様性基本法 熊本市生物多様性戦略
(2)Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)の視点の推進	
①Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)の視点の推進	森林法 農振法 生物多様性基本法 等

熊本市緑の基本計画における緑地保全施策と関係法令（区域図）

令和6年度(2024年度)4月26日(金)



◇自然公園地域（普通地域・特別地域）

【自然公園法】

・自然公園法に基づく自然公園

（普通地域の制限行為）

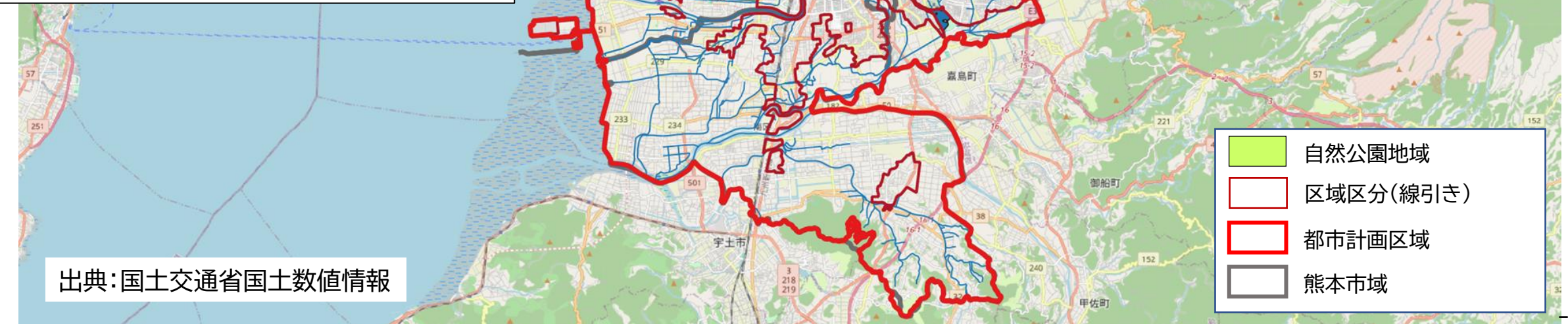
次の行為について都道府県知事への事前の届出が必要となる。

1. 一定規模以上の工作物の新築、改築、増築
2. 特別地域内の河川・湖沼等の水位・水量の増減
3. 広告物等の設置・掲出・表示
4. 水面の埋立・干拓
5. 鉱物の掘採・土石の採取
6. 土地の形状変更

（特別地域の制限行為）

次の行為について都道府県知事への事前の許可が必要となる。

1. 一定規模以上の工作物の新築、改築、増築
2. 特別地域内の河川・湖沼等の水位・水量の増減
3. 広告物等の設置・掲出・表示
4. 水面の埋立・干拓
5. 鉱物の掘採・土石の採取
6. 土地の形状変更
7. その他条令で定められている行為



出典：国土交通省国土数値情報

◇保安林

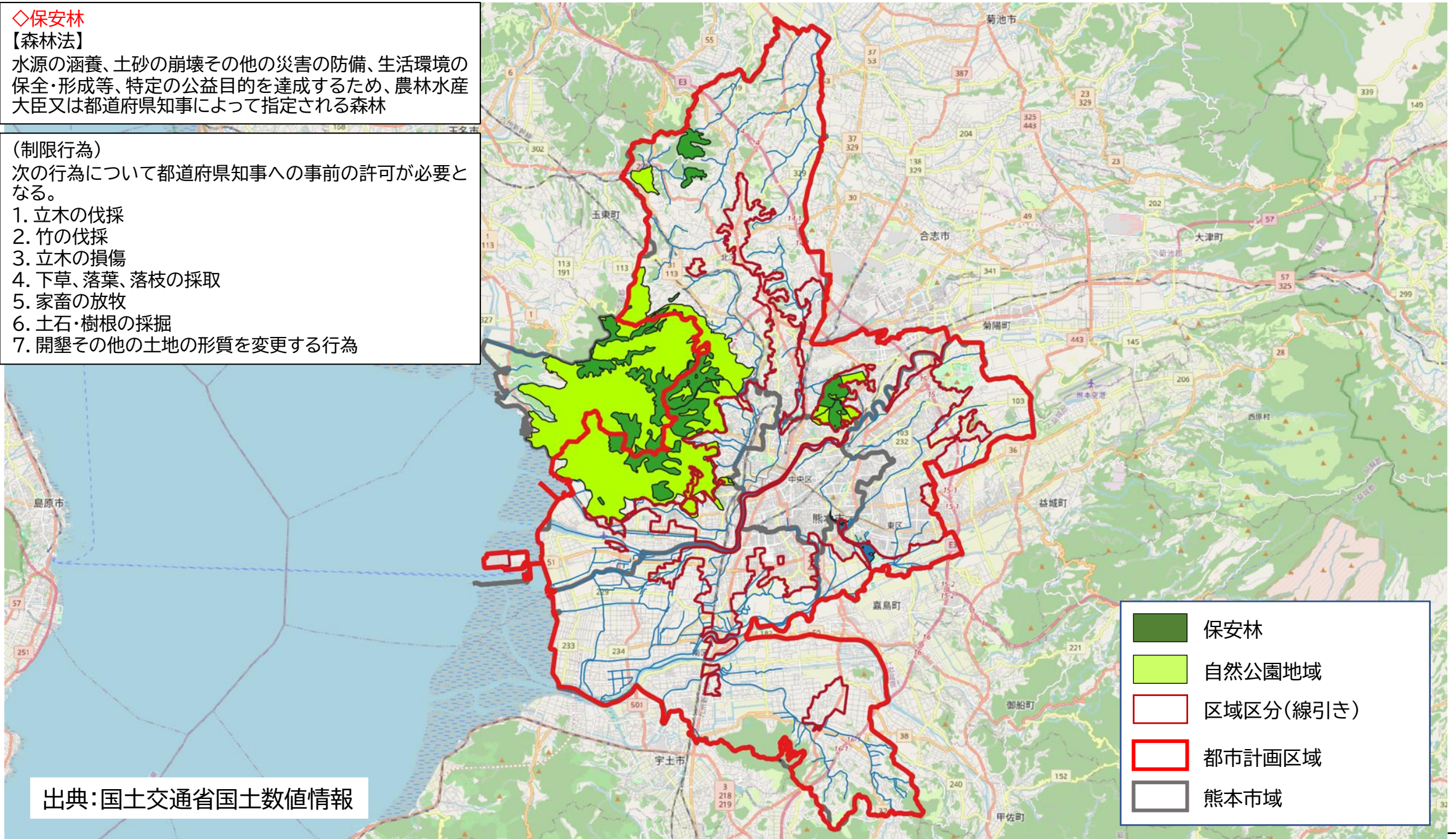
【森林法】

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林

(制限行為)

次の行為について都道府県知事への事前の許可が必要となる。

1. 立木の伐採
2. 竹の伐採
3. 立木の損傷
4. 下草、落葉、落枝の採取
5. 家畜の放牧
6. 土石・樹根の採掘
7. 開墾その他の土地の形質を変更する行為



出典:国土交通省国土数値情報

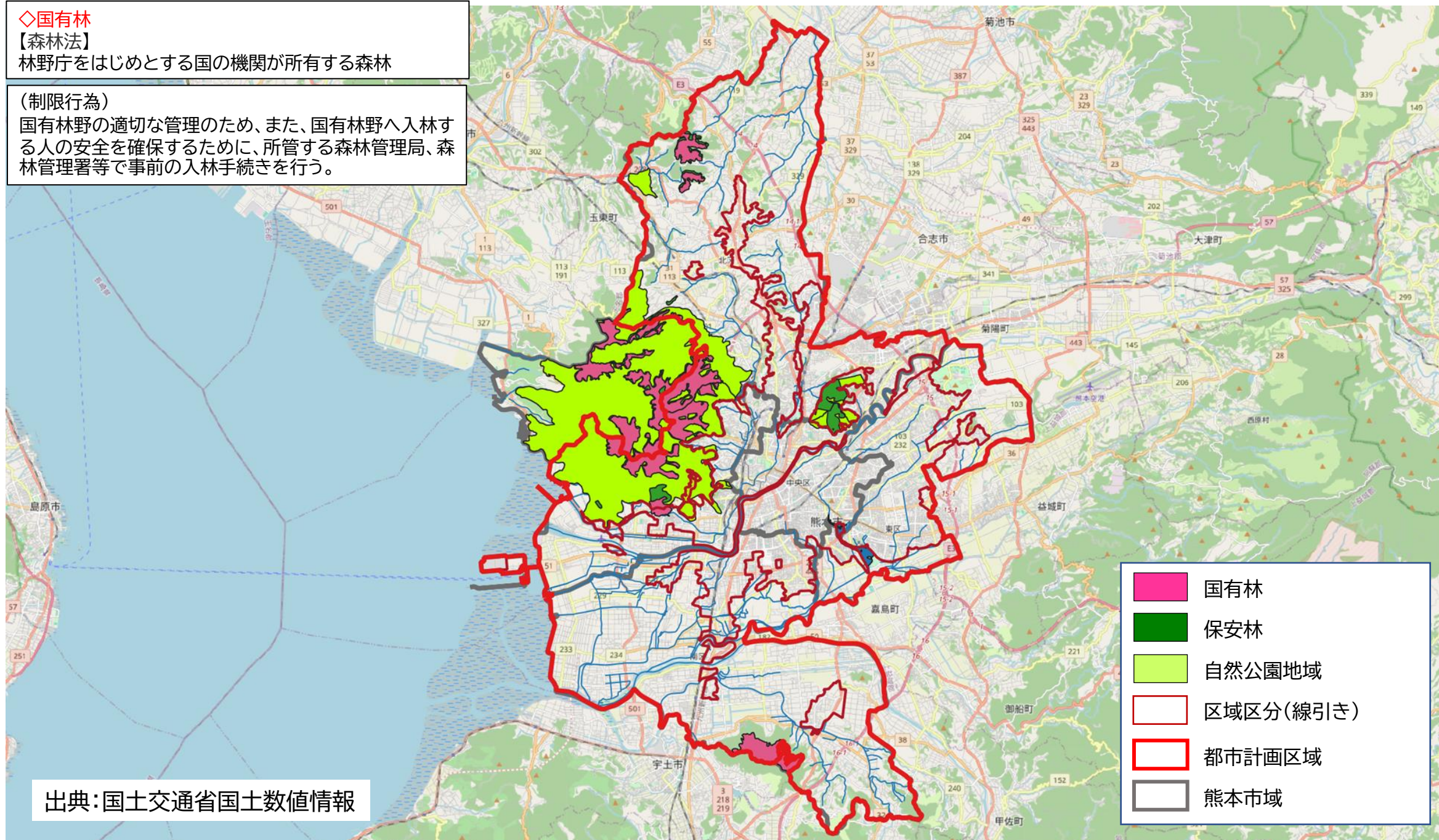
◇国有林

【森林法】

林野庁をはじめとする国の機関が所有する森林

(制限行為)

国有林野の適切な管理のため、また、国有林野へ入林する人の安全を確保するために、所管する森林管理局、森林管理署等で事前の入林手続きを行う。



◇地域森林計画対象民有林

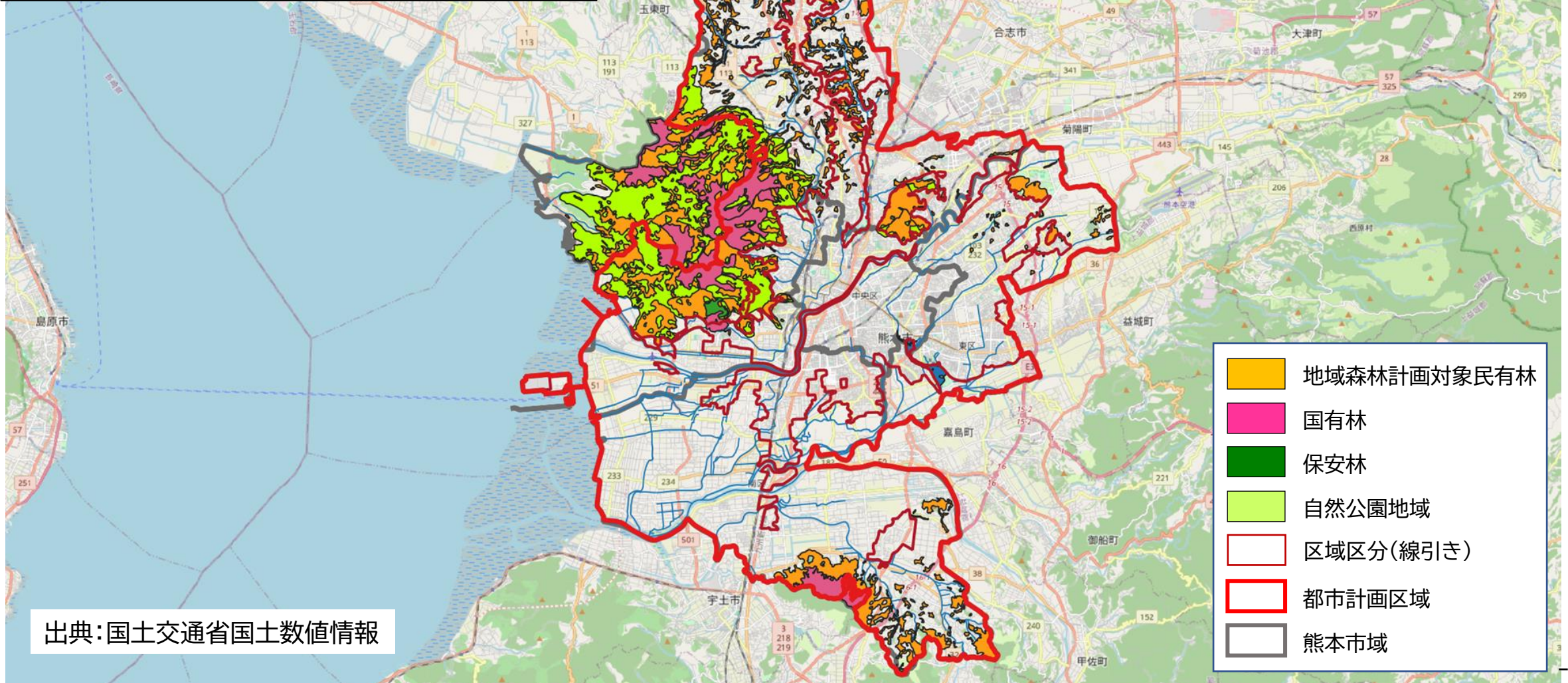
【森林法】

都道府県知事が5年ごとに10年を1期としてたてる地域森林計画の対象となる民有林

(行為制限)

次の行為について都道府県知事への事前の許可が必要となる。

1. 開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為）



◇風致地区

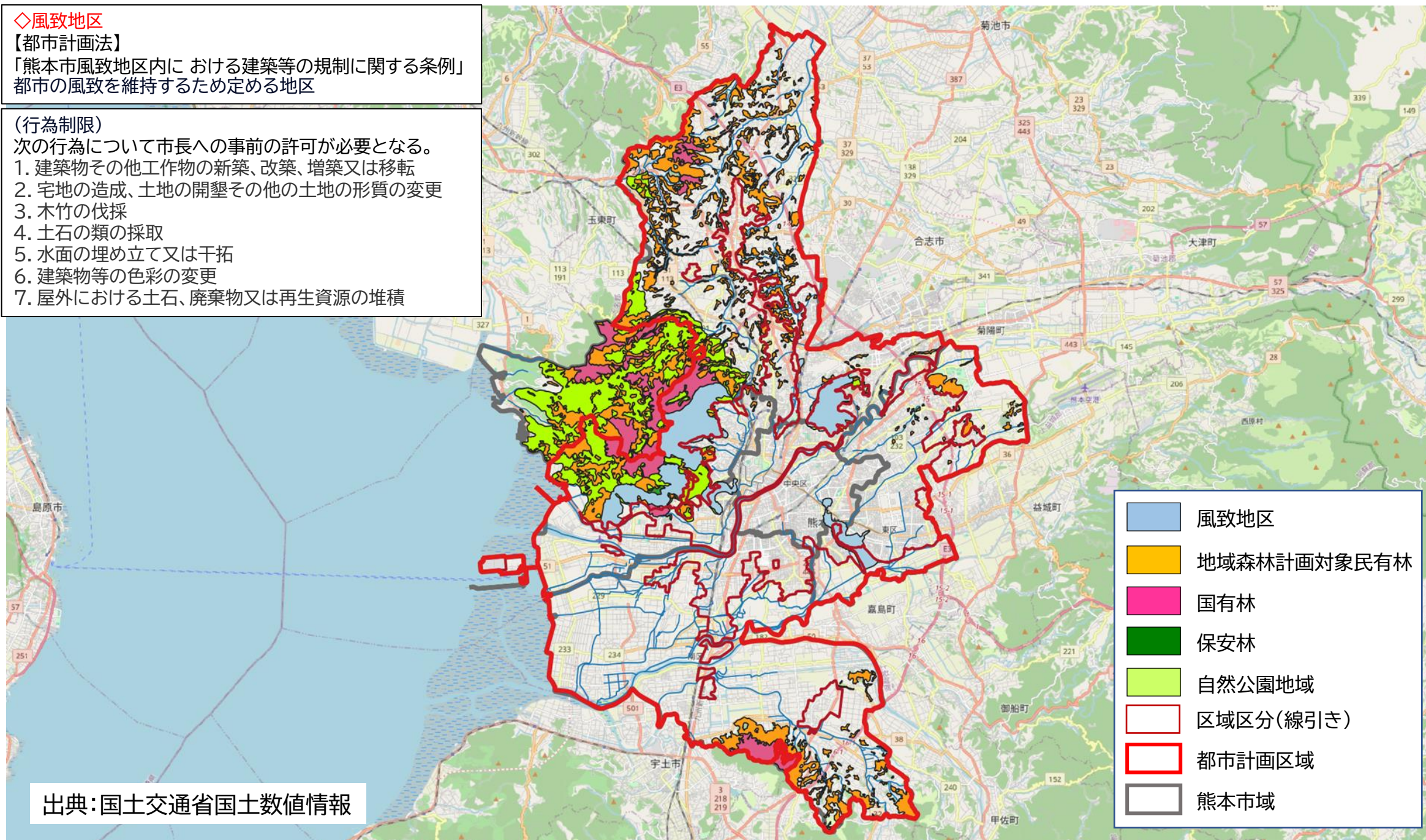
【都市計画法】

「熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例」
都市の風致を維持するため定める地区

(行為制限)

次の行為について市長への事前の許可が必要となる。

1. 建築物その他工作物の新築、改築、増築又は移転
2. 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
3. 木竹の伐採
4. 土石の類の採取
5. 水面の埋め立て又は干拓
6. 建築物等の色彩の変更
7. 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積



出典:国土交通省国土数値情報

◇農用地区域

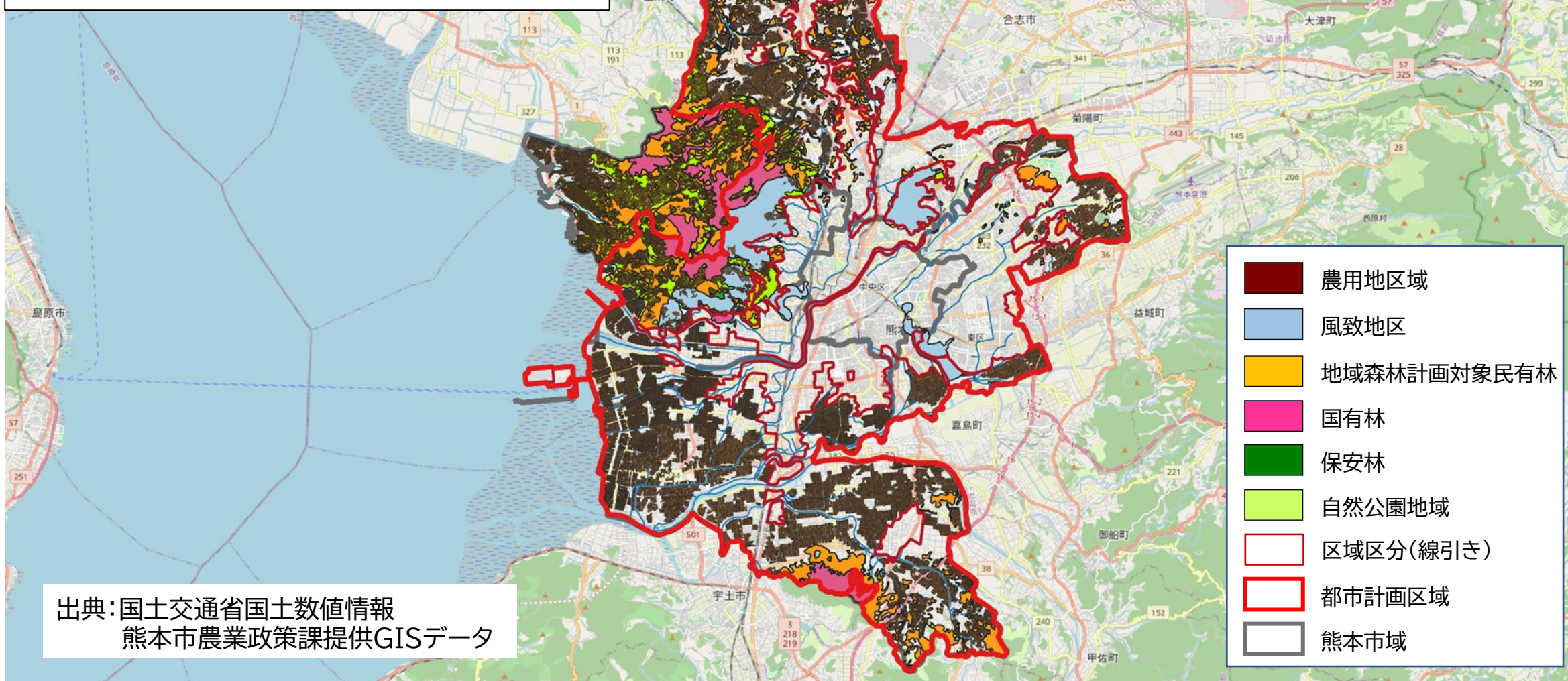
【農振法】

農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地

(行為制限)

次の行為について市長への事前の許可が必要となる。

1. 開発行為（宅地造成、土石の採取、その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築）



出典：国土交通省国土数値情報
熊本市農業政策課提供GISデータ

◇環境保護地区

【熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例】

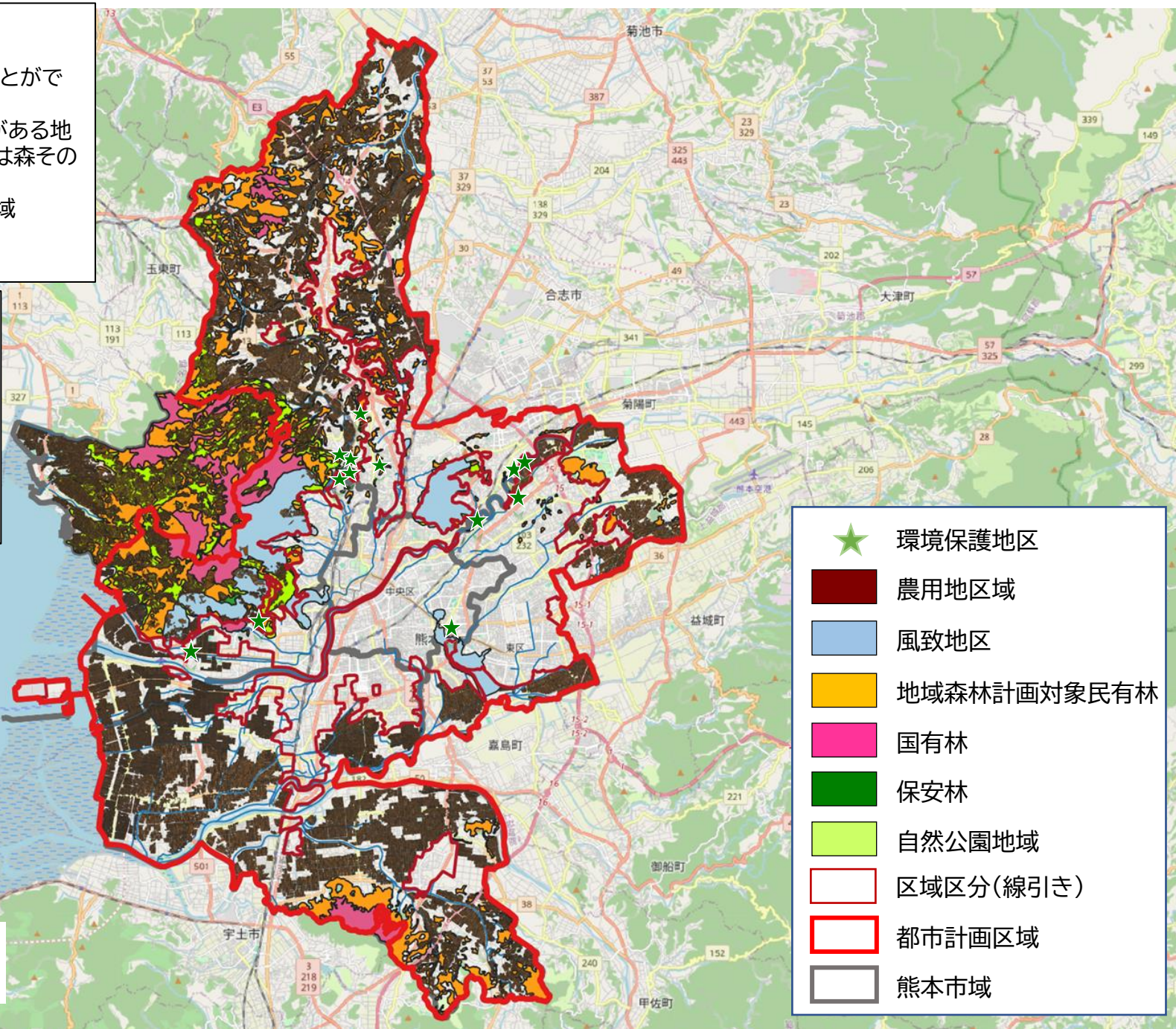
市長は、次に掲げる地域を環境保護地区として指定することができる。

- (1)野生生物の生息地及びその生育環境を保全する必要がある地域又は歴史的及び文化的遺産と一体となった地域で緑又は森その他の自然が残存するもの
- (2)河川、湖沼、湧水池その他の水辺景観が優れている地域
- (3)美観風致が優れている緑地を形成している地域
- (4)その他自然環境を保護する必要がある地域

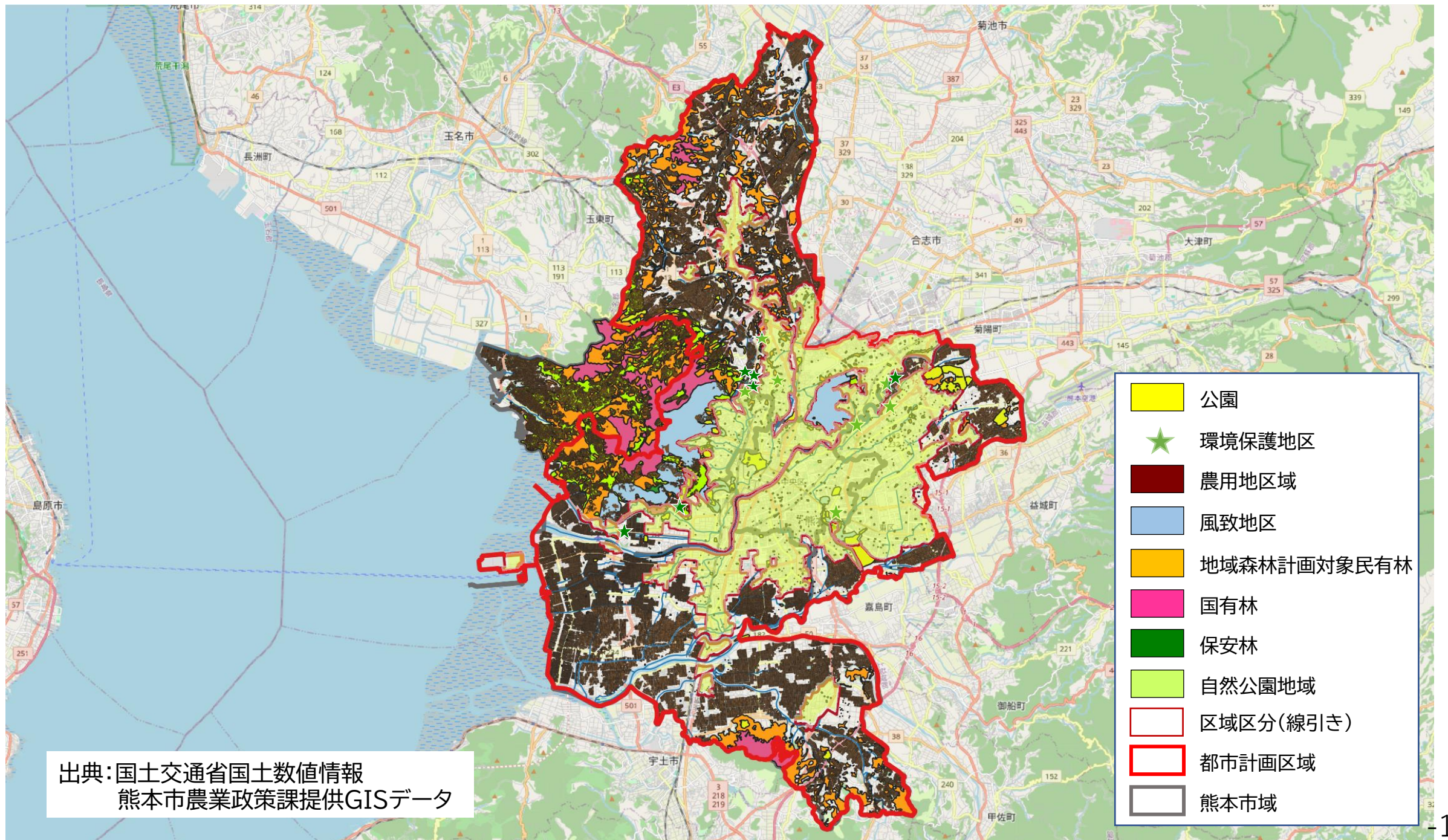
(行為制限)

次の行為について市長への事前の届出が必要となる。

- 1.建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 2.宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 3.木竹の伐採又は移植
- 4.水面の埋立て又は干拓
- 5.その他、当該環境保護地区の保全に影響を及ぼすおそれのある行為



出典：国土交通省国土数値情報
熊本市農業政策課提供GISデータ



令和6年度(2024年度)第1回熊本市環境審議会

環境保護地区制度の見直しについて

令和6年度(2024年度)4月26日(金)

目次

1

環境保護地区の概要

→P.3

2

環境保護地区の現状と課題

→P.10

2-1 指定地区の状況

2-2 指定基準

2-3 届出・相談

2-4 指定解除

2-5 土地所有者アンケート

2-6 保全活動への支援制度

3

環境保護地区の課題整理

→P.19

4

環境保護地区制度の見直しに向けた調査・検討(案)

→P.22

4-1 調査・検討フロー

4-2 調査・検討内容

4-3 調査・検討スケジュール(案)

1 環境保護地区の概要

1 環境保護地区の概要

環境保護地区制度制定の経緯

平成元年度 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行



都市計画の権限が熊本県にあったため、都市緑地法に基づく「**特別緑地保全地区**」をモデルとして、環境保護地区制度を制定

平成6年度 砂取環境保護地区を初指定し、随時新規地区指定(最大15地区、約17ha)



平成15年度 環境保護地区制度の指定方針を決定



令和4年度 環境保護地区制度の見直し検討・指定基準の要綱化



現在 環境保護地区指定 (計13地区、約13ha)

1 環境保護地区の概要

指定

- 「緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、市街地周辺に残された貴重な緑地や自然環境を保全し、後世に引き継ぐことを目的に市内13か所の緑地を指定している。
- 市長が利害関係人及び熊本市環境審議会の意見を聴いて指定する。

制限・助成

- 指定を受けた土地の所有者は、土地の改変時は事前の届出が必要。市長は届出に関し、指導・勧告をすることができる。
- 土地の所有者に対し、交付金(固定資産税等相当額)、協定協力金(25円／㎡)を助成。

解除

- 環境保護地区の指定の変更及び解除を行うことができる(条例第6条第1項)。
- あらかじめ熊本市環境審議会の意見を聴く必要がある(同条第2項)。

買入れ

- 市長は、環境保護地区又は保存樹木等を保全するために特に必要があると認めるときは、当該土地の買入れを行うことができる。(条例第22条)

1 環境保護地区の概要

指定状況

1994年、第1号の砂取環境保護地区の指定に始まり、現在、市内13箇所を指定
(最初の指定から約30年が経過)

No.	名称(所在地)	指定年月日	面積(㎡)	指定概況
1	砂取 (中央区神水本町)	1994.2.1	19,625.61	タブノキの樹林地、モウソウチクとエノキの古木による樹林を形成し、胸高直径30cm以上の高木が56本生育。野鳥の生息場を形成。
2	高平一丁目立野 (北区高平一丁目)	1994.11.1	5,045.76	モウソウチク林内にエノキ、シロダモ、イヌビワ、メダケ等が点在している。胸高直径30cmの高木が17本植生している。
3	池田三丁目富尾山 (西区池田三丁目)	1994.12.28	15,497.00	主要樹種はナナミノキ、コナラ、ネジキ、ヒサカキ等で胸高直径30cm以上の高木が102本生育しており、特にアカマツ林やコジイ林の自然林が残存している。
4	池田四丁目富尾山 (西区池田四丁目)	1994.12.28	8,893.00	モウソウチク林が群落を構成しており、胸高直径50cm以上の高木が31本、胸高直径30cm以上の高木が155本生育しており、アラカシ、イヌガシ、ナナミノキ等の熊本を代表する自然植生が竹林に点在している。
5	新南部二丁目 (東区新南部二丁目)	1997.4.1	3,120.73	モウソウチク林内に胸高直径30cm以上のエノキ、ムクノキ、タブノキ等高木が32本生育している。隣接する河川と良好な水辺景観を形成している。
6	池田三丁目段畑 (西区池田三丁目)	1998.3.27	6,066.00	植林されたスギ、タケ林の中に自然林が点在している。若い高木類が多く点在し、将来、自然の森をつくる素地が形づくられている。
7	池田四丁目法成寺 (西区池田四丁目)	1998.3.27	27,182.00	マダケ林内にアラカシ、ヤブツバキ、ヒサカキ等の自然林がある。胸高直径50cm以上の高木が35本、30cm以上の高木が170本と大径木が多く、豊かな緑量と景観を形づくっている。
8	上南部町・下南部二丁目 (東区上南部町一丁目・下南部二丁目)	1998.3.27	11,020.00	モウソウチク林内部に胸高直径30cm以上の高木が37本生育しておりコジイ、クスノキ等の広葉樹が分布している。隣接する河川と良好な水辺景観を形成している。
9	上立田芭蕉屋敷 (北区龍田七丁目)	1998.3.27	8,477.99	モウソウチク林内部に胸高直径30cm以上のクスノキ、アラカシ、スギ、センダン等、58本林立する緑地であり、隣接する河川と良好な水辺景観を形成している。
10	龍田七丁目芭蕉鶴 (北区龍田七丁目)	2002.2.26	11,587.00	白川河岸際と河岸段丘の斜面に緑地を形成しており、モウソウチク林内に胸高直径30cm以上のコジイ、ムクノキ、クスノキ、エノキ等が107本密生した自然林が残っており、隣接する河川と良好な水辺景観を形成している。
11	御坊山 (西区小島三丁目)	2005.4.1	8,105.00	本市の南西部に位置し、田園の中の里山で周辺のランドマークとなっている。
12	高橋稲荷 (西区上代九丁目)	2006.4.1	2,257.51	高橋稲荷神社の裏山に広がる社寺林で、植生自然度及び景観に優れた良好な緑地を形成している。植生は、主にアラカシ、その他、ホルトノキやナナミノキなども多く見受けられる。
13	下硯川町横道 (北下硯川町二丁目)	2008.3.18	8,809.00	胸高直径30cm以上の樹木としてコジイ、ナナミノキ、クスノキなどの照葉樹林のほか、クヌギ、コナラ、センダンなどの落葉広葉樹が点在し、緑地の西側にはスギの植栽林も存在。

1 環境保護地区の概要

環境保護地区の位置



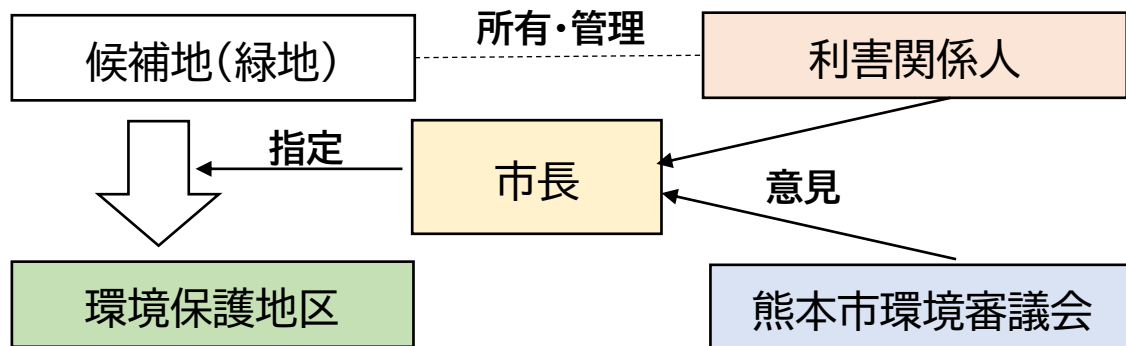
1 環境保護地区の概要

指定の流れ

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第3条第1項

- (1)野生生物の生息地及びその生育環境を保全する必要がある地域又は、歴史的及び文化的遺産と一体となった地域で緑又は森その他の自然が残存するもの
- (2)河川、湖沼、湧水地その他の水辺景観が優れている地域
- (3)美観風致が優れている緑地を形成している地域
- (4)その他の自然環境を保護する必要がある地域

指定の手続き



市長が利害関係人及び
熊本市環境審議会の意
見を聴いて指定

2 環境保護地区の現状と課題

2 環境保護地区の現状と課題

1 指定地区の状況



御坊山環境保護地区

地域のシンボルや憩いの場として利活用

指定
当時



1991年撮影

④ 林床にシュロ・ナナメノキ・ヒサカキが見られる。



龍田芭蕉鶴環境保護地
(龍田プレイパーク)

・竹林の繁茂等により、
管理が困難な状況
・土砂崩れや倒木等の
災害の発生が懸念

近年



2018年撮影

新南部2丁目環境保護地区

課題：土地所有者及び市民の緑地保全への理解の向上や関り方の見直し

- 土地所有者及び市民の環境保護地区の重要性に関する認識を高め、緑地の健全性や生態系の維持に必要な保全活動について理解を得る

2 環境保護地区の現状と課題

2 指定基準

除外区域
(例)風致地区との重複

面積要件
(例)他都市は1,000㎡や500㎡もある

評価
評価Aが1つでもあれば候補地となりうる
(例)成立年数が数十年減れば評価基準をクリア

緑量
(例)緑量を平面(面積単位)のみで評価

景観
(例)該当の有無の客観的評価が難しい

- 1. 県立自然公園、特別緑地保全地区、風致地区の区域を除く。
- 2. 緑地の規模 2,000平方メートル以上の緑地を評価の対象とする。
- 3. 評価項目①～③のうち、いずれかが評価Aに該当する緑地を環境保護地区の候補地とする。

評価	評価基準	A		B	C	D	E
		きわめて良好		良好	普通	環境保護地区の対象としてはやや不適	環境保護地区の対象としては不適
評価項目	①植生 自然度 成立年数	自然度 5	自然度 4	自然度 3	自然度 2	自然度 1	なし
		50～ 100	数十年	数年～ 数十年	数年	1～ 数年	1年生 草本
	②緑量 (㎡)	16,000～		8,000 ～ 16,000	4,000 ～ 8,000	2,000～ 4,000	2,000未満
	③景観	眺望度、被視度、多様性、季節変化、保全度※に該当する場合に各1点を加算し、各項目の点数を加えた点数					
		3		2	1	0	-1

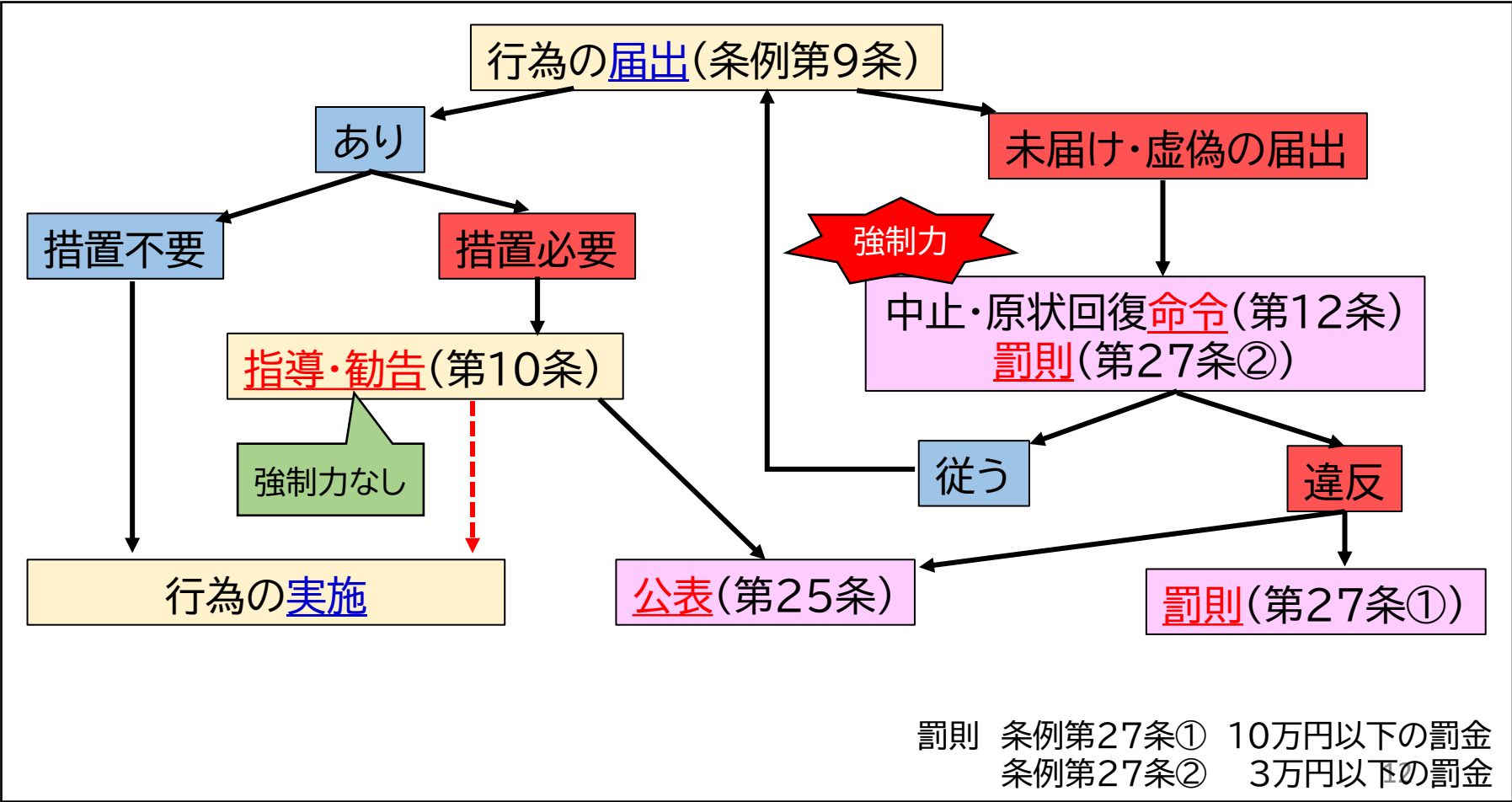
※ 植生保全度において裸地等の点数は「-1」とする。

課題：
今後の目指すべき姿を明確化し、指定基準の見直しや新たな民有緑地の選定

2 環境保護地区の現状と課題

3 行為の制限

- (行為制限)
次の行為について市長への事前の届出が必要となる。
- 1.建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
 - 2.宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
 - 3.木竹の伐採又は移植
 - 4.水面の埋立て又は干拓
 - 5.その他、当該環境保護地区の保全に影響を及ぼすおそれのある行為



2 環境保護地区の現状と課題

4 指定解除

解除の要件

	適用条項			解除理由	
	条例 第6条第1項	規則 第5条第1項	要綱 第2条第1項		
1	第1号	-	-	自然災害等で緑地が消滅	
2	第2号	-	-	公益上必要な施設の建築、建設等	
3	第3号	第1号ア	-	相続による所有者等の変更	経済的理由
4		第1号イ			相続後5年経過
5		第2号		売買等による所有者等の変更	売買等後5年経過
6	第4号	-	-	環境保護地区締結後10年経過	
7	第5号	-	第1号	市長がやむを得ないと特に認める場合	全体が2,000㎡未満
		-	第2号		その他事情等で審議会 で指定解除が適当と判断

土地所有者の高齢化や相続による環境保護地区の指定解除の相談が続いており、
現行制度では、**解除要件に該当すれば解除が可能**

2 環境保護地区の現状と課題

4 指定解除

環境保護地区名	解除年月日	解除面積	解除理由
池田4丁目法成寺	1998.12.16	42,845m ² →27,182m ² (▲15,663m ²)	公益上必要な施設の建設、建築等 (病院や学校施設の建築)
池田3丁目段畑	1999.4.1	17,988m ² →1,1090m ² (▲6,898m ²)	
池田3丁目富尾山	2002.5.13	17,401m ² →15,497m ² (▲1,904m ²)	
池田3丁目段畑	2003.12.1	11,090m ² →6,066m ² (▲5,024m ²)	
下南部3丁目	2003.12.1	全部解除(▲4,751m ²)	相続後5年経過
新南部2丁目	2014.5.9	3,527m ² →3,285m ² (▲242m ²)	自然災害等で緑地が消滅 (平成24年九州北部豪雨による河川 改修工事)
上南部・下南部2丁目		11,139m ² →11,020m ² (▲119m ²)	
上立田芭蕉屋敷		8,989.99m ² →8,477.99m ² (▲512m ²)	
高橋稻荷	2017.2.23	4,918.5m ² →2,257m ² (▲2,661m ²)	
池田2丁目	2023.1.19	全部解除(▲2,576m ²)	協定締結後10年以上経過 残地が2,000m ² 未満
砂取	2023.11.7	19,625.61m ² →18669.69m ² (▲955m ²)	協定締結後10年以上経過
解除面積		合計 ▲41,305m ²	

2 環境保護地区の現状と課題

5 土地の管理状況

土地所有者等へのアンケート結果(2022年度)より一部抜粋

1.管理状況

(1)管理主体	本人・家族 82%	自治会等 7%	業者依頼 8%	その他 3%	
(2)樹木の状態	良 67%	不良 8%	不明 15%	回答無 10%	
(3)現地確認頻度	毎日 12%	週1～月1回 18%	季節ごと 20%	年1～2回 26%	行っていない 24%
(4)伐採・移植	実施 22%	実施なし 78%			
(5)下草刈り	実施 35%	実施なし 65%			
(6)支障枝剪定	実施 33%	実施なし 67%			
(7)清掃	実施 31%	実施なし 69%			
(8)管理行為ができない理由	高齢・病気 45%	急傾斜地 16%	管理方法不明 10%	助成金不足 10%	その他 19%

適切に管理を行っている土地所有者がいる一方、**高齢化、相続、遠隔地への転居等により、管理ができていない土地所有者もいる。**

課題：継続的な保全活動に繋がる支援制度の検討

- 土地所有者の保全活動の負担の軽減につながる支援策の検討
- 地域住民による保全活動の参加や教育機関が環境学習等の一環として積極的にかかわることができる柔軟な制度の検討

2 環境保護地区の現状と課題

6 保全活動への支援制度

■ 助成金の仕組み

協定協力金

環境保護協定締結(第8条)



管理行為契約

協定協力金(第21条②) = 契約委託料
25円/㎡

指定交付金

指定(第3条)



土地所有者へ権利制限(第9条)※届出で解除

- (1)建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- (2)宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (3)木竹の伐採又は移植
- (4)水面の埋立て又は開拓

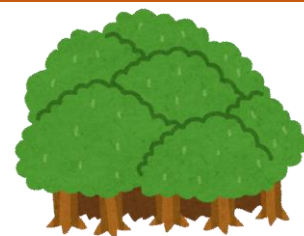
指定交付金(第21条①) = 権利制限の補填
固定資産税等相当額

- ・現在の支援制度(協定協力金(25円/㎡)・指定交付金(固定資産税相当額))が保全活動に寄与しているか不明。
- ・25円/㎡と固定資産税相当額(建物がある場合は建物の面積を含む)の妥当性の検証が必要。

課題:環境保護地区の規制等の見直し

- 保護協定内容等の見直しの検討

3 環境保護地区の課題整理



① 自然環境保全への関り方



土地所有者及び市民の緑地保全への理解の向上や関り方の見直し

- 土地所有者及び市民の環境保護地区の重要性に関する認識を高め、緑地の健全性や生態系の維持に必要な保全活動について理解を得る
- 人為的に管理された二次林として、地域住民による環境保護地区の利活用(遊び場や自然観察)を検討

② 指定基準



今後の目指すべき姿を明確化し、指定基準の見直しや新たな民有緑地の選定

- 環境保護地区の今後の目指すべき姿の明確化
- 新たな指定基準の検討
- 既存保護地区の指定及び新たな緑地の指定の是非の検討



③ 規制制度



環境保護地区の規制等の見直し、他制度との比較検討

- 条例による規制(行為制限、指定解除、協定等)の検討
- 保護協定内容等の見直しの検討
- 他制度への移行の可否を含めた比較検討

④ 支援制度



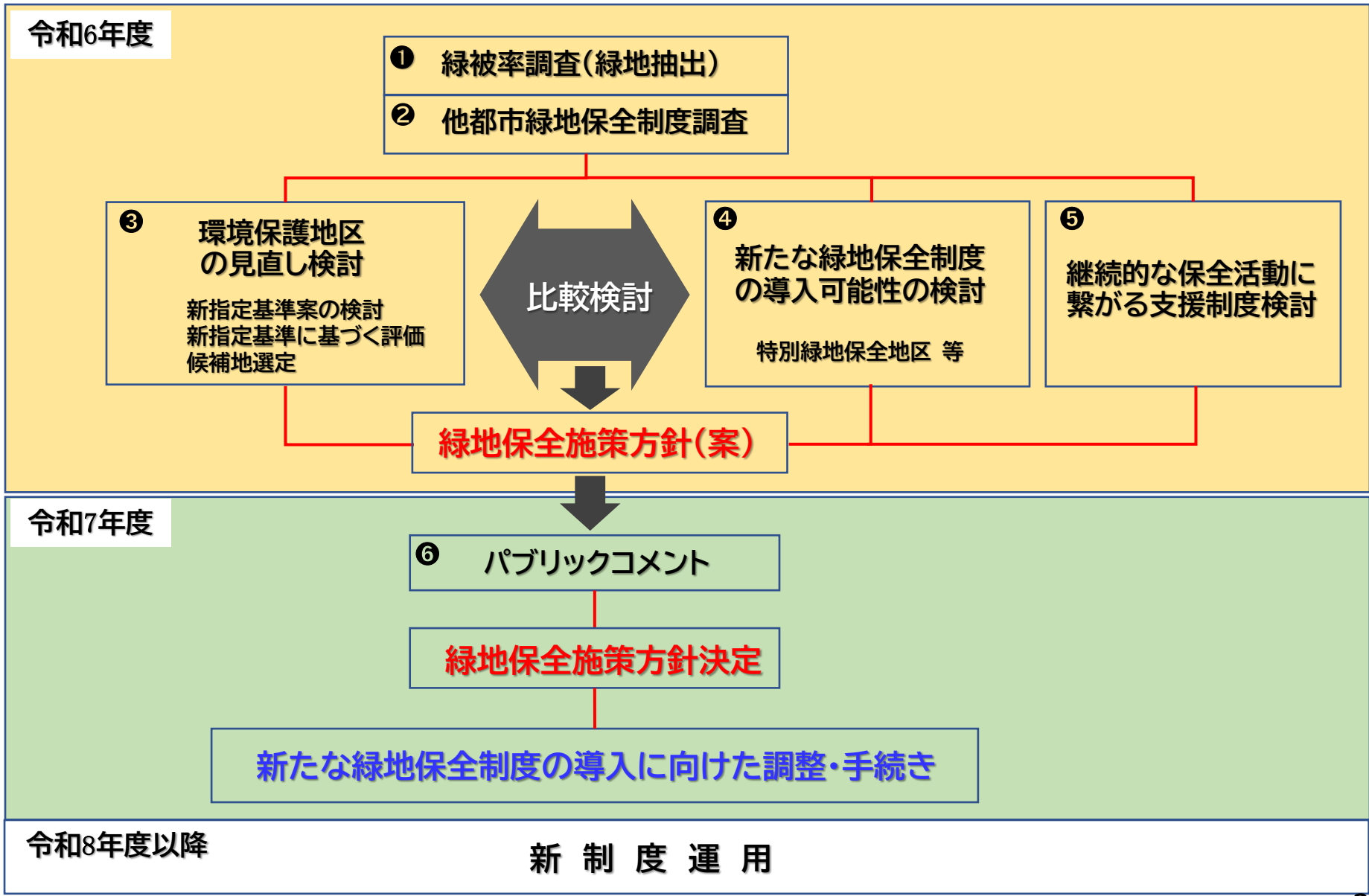
継続的な保全活動に繋がる支援制度の検討

- 土地所有者の保全活動の負担の軽減につながる、支援策の検討
- 地域住民による保全活動の参加や教育機関が環境学習等の一環として積極的にかかわることができる柔軟な制度の検討

4 環境保護地区制度の見直しに向けた調査・検討(案)

4 環境保護地区制度の見直しに向けた調査・検討(案)

1 調査・検討フロー



4 環境保護地区制度の見直しに向けた調査・検討(案)

2 調査・検討内容

R6年度

令和6年度『熊本市の緑地保全施策方針(案)検討』

① 緑被率調査

対象:

都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第1項に規定する都市計画区域内に位置する緑地のうち、民有地

面積:

①500㎡以上1,000㎡未満、②1,000㎡以上2,000㎡未満、③既存指定地区

緑被地の分類:

樹林の樹種(自然林、人工林(スギ、ヒノキ等)、二次林(クヌギ、コナラ等)、竹林、
野草地(ススキ、ササ等)、水田、畑、果樹園、裸地、水域)

② 他都市緑地保全制度調査

他都市の緑地保全制度を調査し、各種制度(都市緑地法等の法律に基づく諸制度、他都市の独自条例に基づく諸制度)の比較検討を行い、本市における導入可能性の検討を実施

4 環境保護地区制度の見直しに向けた調査・検討(案)

2 調査・検討内容

R6年度

③ 環境保護地区新指定基準案の検討／候補地選定

(1)調査結果を基に本市における新指定基準案(植生・緑量・景観の評価)の策定

(2)新指定基準に基づき、既存指定箇所及び新規指定候補地を評価

既存指定地:現地調査及び地権者にヒアリングを実施

新規指定候補地:必要に応じて現地調査を実施

(3)指定現状維持、一部指定解除、全部指定解除、新規指定に区分

④ 新たな緑地保全制度の導入可能性検討

(1)特別緑地保全地区等、環境保護地区制度以外の各種制度を整理・比較

⑤ 継続的な保全活動に繋がる支援制度検討

(1)土地所有者の保全活動の負担の軽減につながる、支援策の検討

(2)地域住民による保全活動の参加や教育機関が環境学習等の一環として積極的に関わるができる柔軟な制度の検討

比較検討

緑地保全施策方針(案)

2 調査・検討内容

R7年度

令和7年度『新たな緑地保全制度の導入に向けた調整・手続き』

⑥ パブリックコメント

緑地保全施策方針(案)についてパブリックコメントを実施し、これらの意見を踏まえ方針案を整理し、環境審議会にて審議、市議会報告を実施



緑地保全施策方針決定

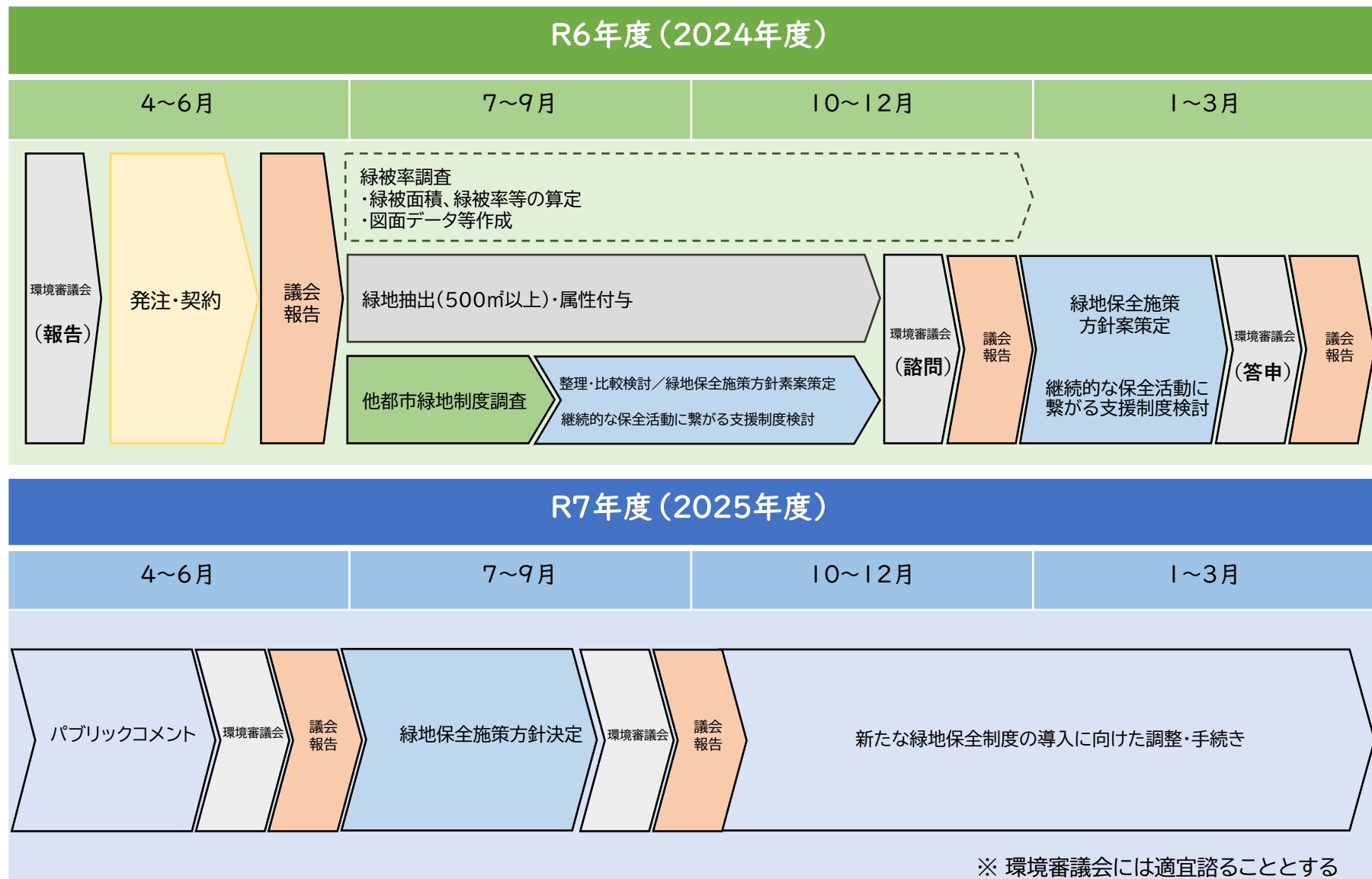


新たな緑地保全制度の導入に向けた調整・手続き

- ・環境保護地区制度の見直し／条例改正
- ・新たな緑地保全制度の導入に向けた庁内調整・手続き 等

4 環境保護地区制度の見直しに向けた調査・検討(案)

3 調査・検討スケジュール(案)



○熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例

平成元年3月28日

条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、熊本市環境基本条例(昭和63年条例第35号)の趣旨に基づき、緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、良好な自然環境を形成し、もって市民の健康で文化的かつ快適な生活に寄与することを目的とする。

(平14条例44・一部改正)

(基本計画)

第2条 市長は、自然環境の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ熊本市環境審議会の意見を聴かなければならない。

(平11条例18・一部改正)

(環境保護地区)

第3条 市長は、次に掲げる地域を環境保護地区として指定することができる。

(1) 野生生物の生息地及びその生育環境を保全する必要がある地域又は歴史的及び文化的遺産と一体となった地域で緑又は森その他の自然が残存するもの

(2) 河川、湖沼、湧水池その他の水辺景観が優れている地域

(3) 美観風致が優れている緑地を形成している地域

(4) その他自然環境を保護する必要がある地域

2 市長は、前項の指定をするときは、熊本市環境審議会の意見を聴かなければならない。

(平11条例18・平14条例44・一部改正)

(指定の手続)

第4条 市長は、環境保護地区の指定をしようとするときは、あらかじめ環境保護地区に係る利害関係人に対し指定の趣旨及び内容を通知するものとする。

2 市長は、環境保護地区の指定をしようとするときは、あらかじめ指定の趣旨及び内容を公告し、その案を公告の日から14日間縦覧に供さなければならない。

3 前項の公告があったときは、第1項の利害関係人は、前項の縦覧期間の満了の日までに、縦覧に供された案について市長に対し意見書を提出することができる。

(平14条例44・一部改正)

(指定の告示等)

第5条 市長は、環境保護地区を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

2 環境保護地区の指定は、前項の規定による告示をした日からその効力を生ずる。

3 市長は、環境保護地区を指定したときは、当該土地に規則で定める標識を設置しなければならない。

(指定の変更及び解除)

第6条 市長は、環境保護地区の指定の変更及び解除(以下「環境保護地区の指定解除等」という。)を次の場合に行うことができる。

(1) 自然災害等によって緑地が消滅した場合

(2) 社会福祉施設、医療施設、道路等の公益上必要な施設の建築、建設等が行われる場合

(3) 相続により環境保護地区の土地の所有者、管理者又はその他の権限を有する者に変更があった場合で、当該環境保護地区を相続した者から経済的な理由により解除の申

出があったときその他の規則で定める場合

(4) 前3号に定めるもののほか、市長がやむを得ないと特に認める場合

- 2 前項各号に該当することにより、環境保護地区の指定解除等を行おうとするときは、あらかじめ熊本市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 第4条並びに前条第1項及び第2項の規定は、環境保護地区の指定解除等について準用する。

(平15条例25・全改)

(保護義務)

第7条 環境保護地区の土地の所有者、管理者又はその他の権限を有する者(以下「所有者等」という。)は、環境保護地区の良好な自然環境が保たれるよう自ら努めなければならない。

- 2 何人も、環境保護地区内において、ゴミ等を捨て、又はみだりに動植物を採取し、若しくは損傷する等の良好な自然環境を損なう行為を行ってはならない。

(平14条例44・一部改正)

(保護協定の締結)

第8条 市長は、環境保護地区の土地の所有者等と自然環境の保全に関する協定(以下「保護協定」という。)を締結することに努めなければならない。

- 2 環境保護地区の土地の所有者等は、保護協定の締結に誠意をもって協力しなければならない。

(平14条例44・一部改正)

(環境保護地区内の行為の届出)

第9条 環境保護地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。ただし、非常災害のための必要な応急措置及び通常管理行為その他の行為で規則で定めるものについては、この限りでない。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採又は移植
- (4) 水面の埋立て又は干拓
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該環境保護地区の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

(指導及び勧告)

第10条 市長は、前条の届出をした者に対し、必要な措置をとるよう指導又は勧告することができる。

(行為の着手の制限)

第11条 第9条の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、その届出に係る行為に着手してはならない。

(原状回復命令等)

第12条 市長は、第9条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして、同条各号に掲げる行為をした者に対し、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合にこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(保存樹木等の指定)

第13条 市長は、良好な自然環境の確保又は美観風致を維持するため、規則で定める基準

- により保存樹木又は保存樹林(以下「保存樹木等」という。)の指定をすることができる。
- 2 市長は、前項の指定をするときは、当該保存樹木等の所有者等の同意を得るものとする。
- 3 市長は、保存樹木等の指定を行ったときは、規則で定める標識を設置しなければならない。

(平14条例44・一部改正)

(保存樹木等に係る届出)

- 第14条 保存樹木等の所有者等は、当該保存樹木等を伐採又は譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。
- 2 保存樹木等の所有者等は、保存樹木等が滅失し、又は枯死したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(保存樹木等の指定の解除)

- 第15条 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、やむを得ないと認めるとき又は同条第2項の規定による届出があったときは、第13条第1項の指定を解除するものとする。

(平14条例44・一部改正)

(開発行為の事前協議)

- 第16条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する開発行為その他規則で定める行為を行おうとする者は、あらかじめ市長と自然環境の保全及び緑化の推進に関する協議をしなければならない。

(平15条例25・一部改正)

(緑化推進地区の指定)

- 第17条 市長は、市民と一体となって植樹等緑化を推進し、良好な環境の形成を図るため必要があると認める地区を、緑化推進地区として指定することができる。

(平14条例44・一部改正、平15条例25・旧第18条繰上)

(公共施設の緑化)

- 第18条 市長は、別に定める緑化の目標(以下「緑化目標」という。)に基づき、その設置し、又は管理する道路、公園、公営住宅、学校、庁舎等の公共施設について緑化を推進するものとする。

(平15条例25・旧第19条繰上)

(工場、事業所等の緑化)

- 第19条 工場、事業所等を設置し、又は管理する者は、緑化目標に基づき緑化に努めなければならない。

(平15条例25・旧第20条繰上)

(地域の緑化)

- 第20条 市民は、緑化目標に基づき家庭の緑化に努めるとともに、地域における緑地の保全又は緑化の推進活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

(平15条例25・旧第21条繰上)

(助成等)

- 第21条 市長は、予算の範囲内で次の各号に掲げる交付金等を当該各号に定める者に支給することができる。

- (1) 環境保護地区指定交付金 環境保護地区の土地の所有者等(国の機関、地方公共団体その他公共的団体を除く。以下「指定対象者」という。)

- (2) 環境保護地区保護協定協力金 指定対象者で本市と環境保護地区保護協定を結んだもの(以下「協定締結者」という。)
- 2 指定対象者又は協定締結者は、次に掲げる場合は、当該5年以内に受け取った交付金等に相当する金額を市に支払わなければならない。ただし、当該解除が自然災害によるものその他やむを得ないと特に市長が認めるものである場合は、この限りでない。
- (1) 指定対象者からの申出により環境保護地区の指定の解除があった場合で、当該解除が指定開始の日から5年以内のものであるとき。
- (2) 協定締結者からの申出により環境保護地区保護協定が解除された場合で、当該解除が保護協定締結の日から5年以内のものであるとき。
- 3 前2項に定めるもののほか、第1項の交付金等の額その他の事項は、規則で定める。
- 4 第1項の交付金等のほか、市長は、環境保護地区内の樹木等及び保存樹木等の保全を図るため必要があると認めるときは、必要な支援をし、予算の範囲内で助成することができる。

(平15条例25・追加)

(土地の買入れ)

第22条 市長は、環境保護地区又は保存樹木等を保全するため特に必要があると認めるときは、当該土地の買入れを行うことができる。

(平15条例25・旧第23条繰上)

(標識の設置拒否等)

第23条 環境保護地区又は保存樹木等の土地の所有者等は、正当な理由がない限り、第5条第3項及び第13条第3項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

- 2 何人も、第5条第3項又は第13条第3項の規定により設置された標識を汚損し、若しくは損壊し、又は市長の許可を得ないで移転し、若しくは除去してはならない。

(平15条例25・旧第24条繰上)

(立入調査)

第24条 市長は、環境保護地区を指定し、又は保全するため必要があると認めるときは、職員又は市長が委任した者に、他人の占有する土地に立ち入り、又はその状況を調査させることができる。

- 2 何人も、正当な理由がない限り、前項の規定による立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

- 3 第1項の規定による立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

(平15条例25・旧第25条繰上)

(公表)

第25条 市長は、第10条の規定による指導若しくは勧告に従わず、著しく自然環境を破壊した者又は第12条の規定による命令に違反した者があるときは、その事実及び当該指導若しくは勧告又は命令の内容を公表することができる。

(平15条例25・旧第26条繰上)

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平11条例18・旧第28条繰上、平15条例25・旧第27条繰上)

(罰則)

第27条 第12条の命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

- 2 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第11条、第23条又は第24条第2項の規定に違反した者
(平11条例18・旧第29条繰上、平15条例25・旧第28条繰上・一部改正)

(両罰規定)

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(平11条例18・旧第30条繰上、平15条例25・旧第29条繰上)

附 則

- 1 この条例は、平成元年6月1日から施行する。
- 2 熊本市緑に関する条例(昭和48年条例第41号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際、旧条例第9条の規定による保存樹木等の指定を受けたものは、この条例の規定による指定を受けたものとみなす。

附 則(平成11年3月16日条例第18号)

この条例は、平成11年5月1日から施行する。

附 則(平成14年9月24日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月17日条例第25号)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第16条の規定は、同条に掲げる行為で、この条例の施行の日以後当該行為に係る申請がなされたものから適用する。
- 3 この条例による改正後の第21条の規定は、この条例の施行の日以後行われた環境保護地区の指定又は締結された環境保護地区保護協定に係る交付金等から適用する。

○熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則

平成元年5月30日

規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例(平成元年条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(環境保護地区の規模)

第2条 条例第3条に規定する環境保護地区の規模は、植生、緑量、景観を勘案し、熊本市環境審議会の意見を聴いて市長が定める。

(平11規則49・一部改正)

(指定案の通知)

第3条 条例第4条第1項(条例第6条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、環境保護地区指定(変更・解除)案通知書(様式第1号)により行うものとする。

(指定の告示等)

第4条 条例第5条第3項に規定する規則で定める標識は、環境保護地区指定標識(様式第2号)とする。

(指定の変更及び解除)

第5条 条例第6条第1項第3号に規定する規則で定める場合とは、次の各号のいずれかの場合とする。

(1) 相続により所有者等に変更があった場合で次のいずれかに該当するとき。

ア 当該環境保護地区を相続した者(以下この号において「相続人」という。)から経済的な理由による解除の申出があったとき。

イ 当該相続があった日から5年以上を経過している場合で相続人から解除の申出があったとき。

(2) 売買等により所有者等に変更があった場合で、当該変更から5年以上経過し、当該環境保護地区の新たな所有者等から解除の申出があったとき。

(3) 環境保護地区保護協定締結後10年以上を経た場合で、当該協定を締結した所有者等から解除の申出があったとき。

(平15規則31・追加)

(環境保護地区内における行為の届出)

第6条 条例第9条の規定により届出をしようとする者は、環境保護地区内行為届書(様式第3号)に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 位置図、土地利用現況図及び土地利用計画図

(2) その他市長が必要と認める書類

(平15規則31・旧第5条繰下)

(環境保護地区内の土地の権利移転等に係る届出)

第7条 環境保護地区内の土地に係る権利の移転を受け、又は権利を承継した者は、速やかに環境保護地区に係る権利移転等届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(平15規則31・旧第6条繰下)

(環境保護地区内の届出を要しない行為)

第8条 条例第9条に規定する規則で定める通常の管理行為その他の行為は、次の各号に掲げる行為とする。

(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの

- (2) 社寺境内地又は墓地における鳥居、燈籠、墓碑等の新築、改築又は増築で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (3) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超えるのりを生じる切土又は盛土を伴わないもの
- (4) 次に掲げる木竹の伐採又は移植
 - ア 建築物の敷地内で行う庭木の剪定又は移植
 - イ 間伐、除伐等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - ウ 枯損した木竹若しくは危険な木竹の伐採又は枝おろし
 - エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - オ 果樹その他農業用に栽培した木竹の採取又は更新のための伐採
 - カ 仮植した木竹の剪定又は移植
 - キ 測量、実地調査又は保守の支障となる木竹の伐採
- (5) 面積が10平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- (6) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (7) 農業又は林業を営むため行う、幅員が2メートル以下の用排水施設、農道若しくは林道の新設又は改良。ただし、これらの改良においては、改良後の幅員が2メートル以下であること。

(平15規則31・旧第7条線下)

(環境保護地区の保全に影響を及ぼすおそれのある行為)

第9条 条例第9条第5号の規則で定める環境保護地区の保全に影響を及ぼすおそれのある行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 樹木に著しく影響を及ぼすおそれのある程度の量の表土を採取し、又は薬剤を散布すること。
- (2) 自然の生態系に著しく影響を及ぼすおそれのある動植物を移入又は移植すること。

(平15規則31・旧第8条線下)

(保存樹木等の指定基準)

第10条 条例第13条第1項の規定による保存樹木等の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保存樹木等として指定する場合の基準は、名木、巨樹又は珍しい木であって、かつ、次のいずれかに該当するものとする。
 - ア 地上から1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.3メートル以上であるもの
 - イ 樹高が13メートル以上であるもの
 - ウ 株立ちした樹木で、高さが3メートル以上であるもの
 - エ はん登性樹木で、枝葉の面積が25平方メートル以上であるもの
- (2) 保存樹林として指定する場合の基準は、その樹林の存する土地の面積が300平方メートル以上であり、かつ、次のいずれかに該当するものとする。
 - ア 神社、寺院等の建築物又は遺跡と一体となって伝統的又は文化的意義を有するもの
 - イ 風致又は景観が優れているもの
 - ウ 住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの

2 条例第13条第2項の規定により保存樹木等の所有者等の同意を得るときは、保存樹木等指定同意書(様式第5号)によるものとする。

3 条例第13条第3項に規定する規則で定める標識は、保存樹木等指定標識(様式第6号)とする。

(平14規則72・一部改正、平15規則31・旧第9条線下)

(保存樹木等の届出)

第11条 条例第14条第1項及び第2項の届出をしようとする者は、保存樹木等に係る届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(平15規則31・旧第10条繰下)

(事前協議を必要とする規則で定める行為)

第12条 条例第16条に規定する規則で定める行為とは、次に掲げるものとする。

- (1) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)に規定する宅地造成区域内において行われる宅地造成に関する工事(自己の居住用の住宅のための工事を除く。)
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する建築物等の建築(当該建築物等の敷地の面積が500平方メートル以上のものの建築に限る。)

(平15規則31・追加)

(事前協議の手続)

第13条 条例第16条の規定により事前協議を行おうとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 条例第16条の開発行為を行おうとする者 開発行為における緑に関する申請書(様式第8号)及び次に掲げる図書
 - ア 位置図、現況平面図及び計画平面図
 - イ その他市長が必要と認める書類
- (2) 前条第1号に規定する工事を行おうとする者 宅地造成における緑に関する申請書(様式第9号)及び次に掲げる図書
 - ア 位置図、現況平面図及び計画平面図
 - イ その他市長が必要と認める書類
- (3) 前条第2号に規定する建築を行おうとする者 位置図及び計画平面図

(平15規則31・追加)

(助成等)

第14条 条例第21条第1項の交付金等を受けようとする者は、環境保護地区指定交付金の申請にあっては環境保護地区指定交付金申請書(様式第10号)、環境保護地区保護協定協力金の申請にあっては保護協定協力金申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請の内容を審査し、交付の決定を行ったときは、環境保護地区交付金等決定通知書(様式第12号)により通知するものとする。

3 交付金等の額は、次のとおりとする。

- (1) 環境保護地区指定交付金 当該土地に課税される固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の合計額に相当する額
- (2) 環境保護地区保護協定協力金 当該協定に係る緑地の存する土地の面積に、1平方メートル当たり25円を乗じて得た額(その額が10,000円に満たないときは、10,000円)

4 交付金等の対象となる期間は、環境保護地区を指定した日又は保護協定を締結した日の属する月の翌月(その日が月の初日に当たる場合は、当月)から当該指定又は解除した日の属する月の前月(その日が月の末日に当たる場合は、当月)までとする。

5 前各項に定めるもののほか、交付金等に関し必要な事項は、市長が定める。

(平15規則31・追加)

(身分証明書)

第15条 条例第24条第3項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書(様式第13号)とする。

(平15規則31・旧第12条繰下・一部改正)

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平11規則49・旧第20条繰上、平15規則31・旧第13条繰下)

附 則

- 1 この規則は、平成元年6月1日から施行する。
- 2 熊本市保存樹木等の指定基準を定める規則(昭和49年規則第42号)は、廃止する。

附 則(平成4年4月30日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年4月1日規則第38号)抄

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年4月1日規則第6号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年6月25日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年9月26日規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月28日規則第31号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

保存樹木等指定同意書

年 月 日

(宛先)
熊本市長

同意者 住所

氏 名 印

下記の樹木(樹林)について、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第13条の規定による保存樹木(樹林)の指定に同意します。

記

樹種						名 称					
所在地											
所有者又は 管理者		私・共・公								TEL	
樹木	樹高	m	幹囲	m	根囲	m	枝張	東 m	推定樹齢	年	
		.		.		.					
樹林	樹高 平均	m	幹囲	m	根囲	m	枝張	西 南 北	本数	本	
		.		.		.			面積	m ²	
備考											

様式第6号
(平14規則72・一部改正)

(保存樹木)
・4面角柱

この樹木は条例により指定されたものです。みんなで保存に努めましょう。 熊本市		指定樹木名		年 月 日 指定第 号		熊本市指定保存樹木
--	--	-------	--	----------------------	--	-----------

(保存樹林)

熊本市保存樹林 指定第 号

この樹林は、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第13条の規定に基づき指定されたものです。

みんなで、保存に努めましょう。

年 月 日

熊本市

様式第7号

保 存 樹 木 等 に 係 る 届

届出日 平成 年 月 日

熊本市長 様

届出人 住所

氏名

印

(TEL)

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第14条の規定により保存樹木等に係る届出をします。

保存樹木等の所在地	
指 定 番 号	第 号
届 出 の 内 容	1 伐採 2 譲渡 3 滅失又は枯死 4 その他
届 出 の 理 由	
行為の期間又は譲渡等の 発生日	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
備考	

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第6条第1項の規定に基づく
環境保護地区の指定解除等の審査基準を定める要綱

制定 令和4年9月30日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（平成元年条例第18号）（以下、「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく環境保護地区の指定解除等の審査基準について必要な事項を定めるものとする。

（条例第6条第1項第5号に該当することに係る審査基準）

第2条 条例第6条第1項第5号の市長がやむを得ないと特に認める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第6条第1項第1号から第4号までの事由に該当したことにより環境保護地区の一部の土地の指定が解除された、又は解除されることが見込まれる場合において、当該環境保護地区の残余の土地の面積が2,000平方メートルを下回った、又は下回ることが見込まれるときに、当該残余の土地の所有者から指定解除の申出があったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、良好な自然環境の形成・維持にとっての必要性、申出者において指定解除を必要とする事情等を総合的に勘案し、市長が特に必要があると認めた場合であって、熊本市環境審議会において指定解除が適当と認められたとき。

附 則

この要綱は、令和4年9月30日から施行する。

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第3条第1項の規定に基づく
環境保護地区の指定の審査基準を定める要綱

制定 令和4年12月28日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（平成元年条例第18号）（以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づく環境保護地区の指定について必要な事項を定めるものとする。

(対象の緑地)

第2条 環境保護地区の指定の対象となる緑地は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項に規定する都市計画区域内に位置する緑地のうち、民有地であり、次の各号に定める地域を除くものとする。

- (1) 熊本県立自然公園条例（昭和33年10月21日条例第45号）第2条第1項第1号に規定する熊本県立自然公園の区域
- (2) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項に規定する特別緑地保全地区の区域
- (3) 都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第8条第1項第7号に規定する風致地区

(緑地の評価)

第3条 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則（平成元年規則第47号）第3条に規定する緑地の規模は2,000平方メートル以上とし、植生、緑量及び景観の指標は、次の各号に掲げる基準でAからEで評価し、いずれかがAと判定した緑地から選定するものとする。

- (1) 植生は、緑地が成立した後の経過年数を植生自然度として評価する。

自然度	自然度5	自然度4	自然度3	自然度2	自然度1
成立年数	50年から 100年	数十年	数年から 数十年	1年から 数年	1年生草本

評価	A	A	B	C	
----	---	---	---	---	--

(2) 緑量は、緑地における緑の面積に基づき評価する。

緑量 (㎡)	16,000 以上	8,000 以上 16,000 未満	4,000 以上 8,000 未満	2,000 以上 4,000 未満	2,000 未満
評価	A	B	C	D	E

(3) 景観は、眺望度、被視度、多様性、季節変化及び保全度について該当する場合に1点加算し、各項目の点数を加えた点数で評価する。ただし、裸地等で緑地が保全されていない場合の保全度はマイナス1とする。

点数	3	2	1	0	マイナス1
評価	A	B	C	D	E

2 前項各号の評価については、次の基準を用いる。

評価	A	B	C	D	E
基準	きわめて 良好	良好	普通	環境保護地区の対象としてはやや不適	環境保護地区の対象としては不適

3 前2項の指標に加え、次の各号に掲げる指標も勘案するものとする。

- (1) カブトムシ等の昆虫や野鳥の生息場所となっており、地域住民にとって小動物とのふれあいの場となっていること。
- (2) 周辺に一団となった緑地がなく、ランドマークとなっていること。
- (3) 開発が周辺まで進み、このまま対策を講じないと緑地が消滅するおそれがあること。

附 則

この要綱は、令和4年12月28日から施行する。